

大川広域行政組合事務局の組織に関する規則

〔平成 3年 9月30日
規則 第 5号〕

改正	平成 7年 5月24日規則第 9号	平成 8年 2月20日規則第 1号
	平成 9年 6月27日規則第 7号	平成10年 9月30日規則第 6号
	平成11年 3月 1日規則第 2号	平成12年 3月27日規則第 1号
	平成14年 3月29日規則第 3号	平成15年 4月 1日規則第 3号
	平成15年 4月 1日規則第 6号	平成15年12月 1日規則第15号
	平成16年 3月24日規則第 1号	平成19年 3月29日規則第 1号
	平成19年 3月29日規則第 3号	平成19年 3月29日規則第 8号
	平成22年 3月25日規則第 2号	平成25年 3月22日規則第 2号

(趣旨)

第1条 この規則は、管理者の権限に属する事務を適正かつ能率的に遂行するため、別に定めるもののほか、管理者の補助機関に関する組織について必要な事項を定め、あわせてその分掌事務その他必要な事項を定めるものとする。

(内部組織)

第2条 大川広域行政組合事務局設置条例(昭和49年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第7号)第1条に規定する事務局の内部組織は、次の各号のとおりとする。

- (1) 庶務係
- (2) 事業係
- (3) 会計係
- (4) 税務係
- (5) 埋蔵文化財係
- (6) 介護認定審査係
- (7) 視聴覚ライブラリー係

(分掌事務)

第3条 前条各号に規定する内部組織の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 庶務係
 - ア 議会事務に関すること。
 - イ 監査事務に関すること。
 - ウ 財政に関すること。
 - エ 予算の編成に関すること。
 - オ 予算の執行統制及び配当に関すること。
 - カ 組合債及び一時借入金その他資金計画に関すること。
 - キ 財政事情及び人事行政の公表並びに決算の報告に関すること。
 - ク 職員の服務その他の人事(人事記録を含む。)、給与に関すること。
 - ケ 職員の任免、分限、懲戒(組合職員懲戒委員会を含む。)及び表彰に関すること。

- コ 臨時職員の雇用及び非常勤の嘱託員の任用に関する事。
- サ 特定事業主行動計画実施委員会に関する事。
- シ 公印の管理に関する事。
- ス 公告式に関する事。
- セ 行政訴訟の調整に関する事。
- ソ 例規に関する事。
- タ 文書の收受、発送及び管理に関する事。
- チ 事務の引継ぎに関する事。
- ツ 庁内の戸締りに関する事。
- テ 職員の勤務時間その他勤務条件に関する事。
- ト 情報公開審査会及び個人情報審査会に関する事。
- ナ 組合職員勤務評定等検討委員会に関する事。
- ニ この号に掲げるもののほか、他の係の所管に属しない一般行政事務に関する事。

(2) 事業係

- ア 工事、物品及び役務の提供の入札並びに契約事務に関する事。
- イ 建設工事参加資格申請に関する事。
- ウ 建設工事施行審議会に関する事。
- エ 公有財産の総括管理に関する事。
- オ 財産の取得及び処分に関する事。
- カ 公有財産台帳の整備に関する事。
- キ 施設の建設に関する事。
- ク 庁舎、その他施設の修繕等に関する事。
- ケ 在宅当番、救急医療情報提供実施事業に関する事。
- コ 病院群輪番制病院事業及び小児救急医療支援事業に関する事。
- サ 大川ふるさと市町村圏基金を活用した圏域事業の実施に関する事。
- シ 広報に関する事。
- ス その他事業に関する事。

(3) 会計係

- ア 決算の調製に関する事。
- イ 源泉徴収事務に関する事。
- ウ 職員（消防職員を含む。）の年金、共済（市町村職員共済組合に関する事を含む。）及び退職手当に関する事。
- エ 職員（消防職員を含む。）の公務災害補償に関する事。
- オ 職員の健康管理に関する事。
- カ 職員の福利厚生に関する事。
- キ その他会計に関する事。

(4) 税務係

- ア 納税思想の普及徹底に関する事。
- イ 関係市の滞納税を、当該市長の通知に基づき滞納処分すること。

- ウ 固定資産評価の権衡調整に関すること。
- エ 関係市の税務職員の研修に関すること。
- オ 税務専門委員会に関すること。
- カ その他税務に関すること。

(5) 埋蔵文化財係

- ア 開発事業に伴う調査の必要性の確認及び調査計画の立案に関すること。
- イ 発掘調査、試掘調査及び分布調査等での実務的業務に関すること。
- ウ 発掘調査終了後の資料整備及び調査報告書の作成刊行に関すること。
- エ その他埋蔵文化財に関すること。

(6) 介護認定審査係

- ア 介護認定審査会の進行、記録及び判定結果処理に関すること。
- イ 介護扶助（生活保護）のための要介護状態等の審査判定に関すること。
- ウ その他介護認定審査に関すること。

(7) 視聴覚ライブラリー係

- ア 学校教育用並びに社会教育用の視聴覚教材、機材の購入整備及び貸出しに関すること。
- イ 視聴覚教材総合目録の調整に関すること。
- ウ 視聴覚ライブラリー専門委員会に関すること。
- エ その他視聴覚ライブラリーに関すること。

第4条 係の分掌事務の所管について疑義のある場合は、事務局長が定める。

- 2 すべて職員は、定められた分担以外の事務であっても、その緩急に応じ相互に援助協力し、行政の円滑な処理に努めるものとする。

(職)

第5条 事務局に事務局長、係に係長を置く。

- 2 管理者が必要と認めるときは、事務局次長、主幹、副主幹、主査、主任主事及び主事を置くことができる。

(職務)

第6条 事務局長は、管理者の命を受け組合の業務を掌理し、組合の職員を指揮監督するとともに、管理者を補佐して機構組織全般の連絡、調整を図り、行政機能が最高度に発揮できるよう努めるものとする。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局の職員を指揮監督する。
- 3 主幹は、上司の命を受け、特に重要困難な特定事務を処理する。
- 4 副主幹は、上司の命を受け、困難な特定事務を処理する。
- 5 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理し、係員を指揮する。
- 6 主査は、上司の命を受け、分掌事務を処理する。
- 7 主任主事は、係長又は主査（以下「係長等」という。）を補佐し、係の事務を処理する。
- 8 主事は、係長等を補佐し、定型的な事務を処理する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 大川地区広域行政振興整備事務組合処務規則（昭和49年大川地区広域行政振興整備事務組合

規則第9号)は、廃止する。

附 則 (平成7年5月24日規則第9号)

この規則は、平成7年6月1日から施行する。

附 則 (平成8年2月20日規則第1号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年6月27日規則第7号)

この規則は、平成9年7月1日から施行する。

附 則 (平成10年9月30日規則第6号)

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月1日規則第2号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日規則第3号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月1日規則第3号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月1日規則第6号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年12月1日規則第15号)

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月24日規則第1号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日規則第1号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日規則第3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、改正前の第3条の規定に基づき行った分掌事務については、この規則の相当規定に基づいて行ったものとみなす。ただし、この規則の施行の日以後において関係各課及び各係間が行う分掌事務の調整を妨げるものではない。

附 則 (平成22年3月25日規則第2号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日規則第2号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。